

前回（４月９日）以降の原子力規制庁の動き

令和 7 年 5 月 1 4 日
柏崎刈羽原子力規制事務所

原子力規制委員会（凡例：議題番号→①、原子力施設等におけるトピックス→㊦）

- 4/16 第４回原子力規制委員会
㊦ 東京電力ＨＤ株式会社柏崎刈羽原子力発電所７号機における非常用ディーゼル発電機（Ａ）からの油漏れについて（４月１０日発表）
- 4/23 第５回原子力規制委員会
㊦ 東京電力ＨＤ株式会社 柏崎刈羽原子力発電所６号機における非常用ディーゼル発電機（Ｃ）の自動停止について（４月１６日発表）
- 4/30 第６回原子力規制委員会
③ 東京電力柏崎刈羽原子力発電所７号機における令和６年度第４四半期の安全実績指標の結果を踏まえた対応区分の変更及び追加検査の実施に係る通知の発出

審査実績

【６号機 特定重大事故等対処施設に関するもの】

審査会合：なし
ヒアリング：4/17
資料提出：なし

【７号機 特定重大事故等対処施設に関するもの】

審査会合：なし
ヒアリング：4/17
資料提出：なし

規制法令及び通達に係る文書

- 4/18 令和６年度第４四半期原子力安全実績指標を受理
- 4/30 東京電力ホールディングス（株）から柏崎刈羽原子力発電所７号機における運転上の制限からの逸脱及び逸脱判断の訂正について報告を受領
- 4/30 東京電力ホールディングス（株）に柏崎刈羽原子力発電所７号機に係る追加検査の対応区分の変更等を通知
- 5/12 東京電力ホールディングス（株）から柏崎刈羽原子力発電所７号機の追加検査の実施に係る改善措置活動についての報告書を受理

被規制者との面談

- 4/11 柏崎刈羽原子力発電所衛星電話設備（常設）の信頼性向上に関する取組状況
- 4/14 東京電力ホールディングス株式会社の柏崎刈羽原子力発電所６号炉及び７号炉における地震等に関する面談
- 4/15 柏崎刈羽原子力発電所の許認可申請に係る面談
- 4/21 東京電力ホールディングス株式会社の柏崎刈羽原子力発電所６号炉及び７号炉における地震等に関する面談
- 4/22 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護に係る説明について
- 4/23 報告書案の公表 令和６年度第４四半期原子力規制検査報告書（案）
- 4/30 東京電力ホールディングス（株）における今後の運搬物確認等の計画に係る面談
- 5/1 柏崎刈羽原子力発電所７号機 運転上の制限からの逸脱とその訂正に係る面談
- 5/8 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の原子力事業者防災訓練実施結

- 果報告について
- 5/9 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護に係る説明について
- 5/12 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の追加検査の実施に係る改善措置活動等についての報告書の受理と報告概要
- 5/12 東京電力ホールディングス株式会社の柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉における地震等に関する資料の受取

その他

- 5/11 柏崎刈羽原子力発電所 1 号機非常用ディーゼル発電機（A）潤滑油加熱器の不具合について

放射線モニタリング情報

福島第一原子力発電所近傍海域の海水の放射性物質濃度測定結果、各都道府県のモニタリングポストの空間線量率等の放射線モニタリング情報を以下のポータルサイトで発表
<https://radioactivity.nra.go.jp/ja/updates>

以 上

東京電力柏崎刈羽原子力発電所 7 号機における 令和 6 年度第 4 四半期の安全実績指標の結果を踏まえた 対応区分の変更及び追加検査の実施に係る通知の発出

令和 7 年 4 月 30 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東京電力」という。）柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の原子力規制検査における対応区分の変更についての了承を諮るとともに、追加検査の実施に係る通知の発出についての決定を付議するものである。

2. 東京電力からの安全実績指標の報告

令和 7 年 4 月 17 日付けで、東京電力から柏崎刈羽原子力発電所 7 号機における令和 6 年度第 4 四半期の安全実績指標（以下、「PI」という。）の報告¹があり、下表に示すとおり、連続する過去 4 四半期（令和 6 年度第 1 四半期から令和 6 年度第 4 四半期）において、重大事故等対処設備（以下、「SA 設備」という。）における運転上の制限からの逸脱（以下、「LC0 逸脱」という。）件数が合計 4 件となった。これは安全実績指標に関するガイドに基づけば、柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の PI の一つの値が「白」に分類される。

表 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 SA 設備の LC0 逸脱
（過去 4 四半期：令和 6 年度第 1 四半期～令和 6 年度第 4 四半期）

発生時期	事 象
令和 6 年度第 3 四半期	設備故障に伴う衛星電話の一部使用不能 ²
令和 6 年度第 4 四半期	設備故障に伴う衛星電話の一部使用不能 ³
	設備故障に伴う衛星電話の一部使用不能 ⁴
	設備故障に伴う衛星電話の一部使用不能 ⁵

3. 追加検査実施についての検討

原子力規制検査における追加検査運用ガイドでは、PI において「白」が 1 件となった場合には、対応区分を第 1 区分から第 2 区分へ変更することについて原子力規制委員会の了承を受けた上で、追加検査 1 を行うことが定められている。また、追加検査 1 では、検査官 2～3 名の体制で 40 人・時間程度を目安に、

¹ <https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100009726>

² <https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100006692>

³ <https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100007571>

⁴ <https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100007876>

⁵ <https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100008047>

- ①白と判定された安全実績指標に係るパフォーマンス上の問題点に係る事実関係の把握
- ②パフォーマンス上の問題点に係る直接原因、根本原因及び背景要因の特定が適切に行われているか
- ③これらを受けて改善措置活動の計画が適切に立案され再発防止上有効であるかについて検査を行うこととしている。

一方、今回の LCO 逸脱に係る東京電力との面談において、これまで東京電力からは下記のとおり原因分析等の状況について説明を受けている⁶。

- ・ LCO 逸脱 4 件のうちの 2 件について、屋外アンテナに不具合が生じた原因は、メーカーの推奨取替期間（6 年）以内かつ製品仕様の使用環境下であったにもかかわらず、製品中の集積回路が年間を通した気温差で劣化が進んだことによると推定
- ・ LCO 逸脱 4 件のうちの 1 件について、アンテナとケーブルのコネクタに不具合が生じた原因は、製造時にコネクタのかしめ部の防水処理不良があり、コネクタ内部へ水分が浸入してショートが発生したことによると推定
- ・ 残り 1 件の衛星電話端末の不具合については、再現性がなく一過性と推定
- ・ これまでの原因分析を踏まえ、東京電力の安全活動に係るパフォーマンスに問題はなかった

以上の内容が事実とすれば、パフォーマンス上の問題点に係る追加検査の対象がない状況も想定される。

しかしながら、原子力規制庁としては、このような場合であっても、東京電力による原因分析の結果の妥当性やこれを踏まえた対応方針が適切なものであるかを確認することが必要と考える。

したがって、今回の追加検査にあたっては、以下の点について追加検査を実施することが適当と考える。

- ・ パフォーマンス上の問題点がないとする根拠
- ・ 今回 PI の値が「白」と分類された要因である SA 設備の LCO 逸脱の直接原因
- ・ 今回 PI の値が「白」と分類された要因である SA 設備の LCO 逸脱に対する再発防止対策

4. 対応区分の変更（委員会了承事項）

2. 及び 3. を踏まえ、原子力規制検査等実施要領等に基づき、柏崎刈羽原子力発電所 7 号機における対応区分を、別紙の追加検査の実施に係る通知を発出した日から第 2 区分に変更することについて、了承いただきたい。

5. 追加検査の実施に係る通知の発出（委員会決定事項）

4. の対応区分の変更の了承を受けて、原子力規制検査等に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 3 条第 2 項第 1 号に基づく追加検査 1 を行うこととし、この追加検査の実施に当たり、規則第 3 条第 3 項等に基づき、東京電力に対し、4 つの項目（①原子力規制検査の結果、②追加検査の区分、③検査事項、④報告すべき事項及び期限）について、別紙のとおり通知を発出することを決定いただきたい。

⁶ <https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100009639>

なお、③検査事項については、東京電力から既に説明を受けている内容を踏まえ、東京電力からの改めて報告を受けた上で、3. に示した対応を行う旨を明記している。

別紙 柏崎刈羽原子力発電所7号機における追加検査の実施について（通知）

（添付資料）

参考1 安全実績指標の一覧表

参考2 関連法令及び関連検査ガイド（抜粋）

参考3 原子力規制検査制度の枠組みと実用炉に係る対応区分について

(案)

番 号
年 月 日東京電力ホールディングス株式会社
執行役社長 名 宛て

原子力規制委員会

柏崎刈羽原子力発電所 7 号機における追加検査の実施について（通知）

令和 6 年度第 4 四半期の安全実績指標の結果を受け、原子力規制委員会は、原子力規制検査等に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 3 条第 2 項第 1 号に基づく追加検査を行うため、規則第 3 条第 3 項に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 原子力規制検査の結果

柏崎刈羽原子力発電所 7 号機における令和 6 年度第 4 四半期の重大事故等対処設備の運転上の制限からの逸脱件数が過去 4 四半期（令和 6 年度第 1 四半期から令和 6 年度第 4 四半期）中に 4 件となったことから、同件数に係る安全実績指標の値が「白」に分類された。

2. 追加検査の区分

1. を受け、原子力規制検査等実施要領（原規規発第 1912257 号-1）に基づき、柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の対応区分を、令和 7 年 4 月 30 日から次のとおり第 2 区分に変更する。

規則第 3 条第 2 項第 1 号に係る追加検査（追加検査 1）

3. 検査事項

柏崎刈羽原子力発電所7号機における、重大事故等対処設備の運転上の制限からの逸脱件数に係る安全実績指標の値が「白」となる要因となった過去4四半期（令和6年度第1四半期から令和6年度第4四半期）の重大事故等対処設備の運転上の制限からの逸脱に係る以下の事項について追加検査を行う。

- ① パフォーマンス上の問題（白以上の検査指摘事項又は安全実績指標）に係る事実関係が詳細に把握されているか。（パフォーマンス上の問題がない場合、パフォーマンス上の問題点がないとする根拠）
- ② パフォーマンス上の問題の直接原因、根本原因及び背景要因（安全文化や核セキュリティ文化上の課題を含む。）が特定されているか。（パフォーマンス上の問題がない場合、安全実績指標の値が「白」と分類された要因である重大事故等対処設備の運転上の制限からの逸脱の直接原因）
- ③ 特定されたパフォーマンス上の問題の各原因に対して改善措置活動（有効性評価を含む）が計画され、又は、実施されているか。（パフォーマンス上の問題がない場合、安全実績指標の値が「白」と分類された要因である重大事故等対処設備の運転上の制限からの逸脱に対する再発防止対策）

4. 報告すべき事項及び期限

令和7年5月30日までに以下の事項を報告するよう求める。

- （1）令和6年度第4四半期の安全実績指標の値が「白」と分類され、追加検査の実施が必要と判断される要因となった過去4四半期（令和6年度第1四半期から令和6年度第4四半期）の重大事故等対処設備の運転上の制限からの逸脱に係るパフォーマンス上の問題を含めた事実関係、直接原因、根本原因及び背景要因の特定結果
- （2）上記（1）をもって特定した内容を踏まえた保安のための業務に係る活動に関する改善措置活動の計画及び実施状況

以上

別紙 1 安全実績指標

監視領域		安全実績指標				定義等			算定方法		必要データ	評価時期
		緑	白	黄	赤							
発生防止	①7,000 臨界時間当たりの計画外自動・手動スクラム回数	0～2.0	>2.0	>6.0	>25.0	・過去 4 四半期間中の原子炉臨界 7,000 時間（稼働率 80％／年相当）当たりの計画外スクラム（自動及び手動）の回数。 ・緑／白のしきい値は、実績値の統計に基づく（平均値＋2σ）。				・四半期ごとの運転時間に基づき過去 4 四半期の計画外スクラム発生回数の合計を 7,000 臨界時間に換算する。 【算定式】（注 1） 指標値＝（過去 4 四半期における計画外スクラム回数）／（過去 4 四半期における原子炉臨界時間）×7,000 時間		
		0～2.0	>2.0	設定なし	設定なし	・過去 4 四半期間中の原子炉臨界 7,000 時間（稼働率 80％／年相当）当たりの全出力の 5％を超える原子炉出力の計画外変化の回数。 ・緑／白のしきい値は、実績値の統計に基づく（平均値＋2σ）。				○炉ごと ・計画外出力変動回数（5％以上） ・原子炉臨界時間		
		0～1	>1	設定なし	設定なし	・過去 4 四半期中通常のスクラム時の操作以外に追加的な運転操作が必要となった計画外スクラム回数。				○炉ごと （追加的な運転操作が必要となる計画外スクラム回数）		
	②7,000 臨界時間当たりの計画外出力変化回数	0～2.0	>2.0	設定なし	設定なし	・追加的な運転操作が必要となるのは NRC と同様の定義（IMC0308 Attachment 1）とする。 〈PWR〉2 本以上の制御棒全挿入失敗、タービントリップの失敗等 〈BWR〉冷態停止のための制御棒挿入の失敗、最初のトランジェント時の圧力制御の失敗等				○炉ごと ・計画外出力変動回数（5％以上） ・原子炉臨界時間		
影響緩和	④安全系の使用不能時間割合					・過去 12 四半期間中に発生した安全系の運転上の制限逸脱時間が過去 12 四半期間中の原子炉臨界時間に対して占める割合。 ・緑／白のしきい値は保安規定に定める運転上の制限を満足していない場合に要求される措置の完了時間（AOT）に基づく（原子炉臨界 7,000 時間の想定に対する 10 日（240 時間））。				・過去 3 年間ににおける「原子炉臨界時間の合計」に対する「逸脱時間の合計」の比率を四半期ごとに定期的に評価する。 【算定式】（注 3） 指標値＝（過去 12 四半期における系統ごとの運転上の制限逸脱時間〈※〉の合計）／（原子炉臨界時間の合計）×100 〈※〉運転上の制限逸脱宣言日時と機能復旧日時に基づくものとする。なお、サーベイレインスにおいて発見された機能喪失についても、発見した後の運転上の制限逸脱宣言をした時刻に基づく。 ・同一運転上の制限逸脱で 2 系統が使用不能となったときには、2 系統を独立して算定する。 注）過去 12 四半期における原子炉臨界時間が 7,000 時間未満である場合、当該評価期間では評価せず、「算定範囲外」と記載する。		
		0～3.4％	>3.4％	>6.8％	設定なし					○炉ごと ・運転上の制限逸脱 事象に基づく各「機能別の系」における逸脱時間		
		0～3.4％	>3.4％	>6.8％	設定なし					・原子炉臨界時間		
	⑤安全系の機能故障件数（運転上の制限逸脱件数）	3 以下	4 以上	設定なし	設定なし	・過去 4 四半期に異常の影響緩和の機能を有する構造物、機器または系統の安全機能を妨げた、又は妨げる可能性のあった件数。（運転上の制限逸脱件数を安全系の機能故障件数と見なす。） ・緑／白のしきい値は、実績値の統計に基づく（平均値＋2σ）。				○炉ごと ・運転上の制限逸脱発生件数		
閉じ込めの維持	⑥格納容器内への原子炉冷却材漏えい率（基準値に対する割合）	0～50.0％	>50.0％	>100.0％	設定なし	・過去 4 四半期に保安規定に定める格納容器内への原子炉冷却材漏えい率に関する運転上の制限に対する割合。 【算定式】 指標値＝（月間最大原子炉格納容器内への原子炉冷却材漏えい率の測定値）〈※〉／（保安規定の運転上の制限値）×100 〈※〉・BWR：総漏えい率（m ³ ／h）。 ・PWR：原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率（m ³ ／h）				○炉ごと ・漏えい率測定値 ・運転上の制限		
										・四半期ごと 評価期間は過去 4 四半期（1 年）		

安全実績指標に関するガイド

								⑦原子炉冷却材中のよう素131濃度 (基準値に対する割合)	0～50.0 %	>50.0 %	>100.0 %	設定なし	・過去4四半期に保安規定に定める原子炉冷却材中のよう素131濃度に関する運転上の制限に対する割合。 【算定式】 指標値＝(月間最大放射能測定値)／(保安規定の運転上の制限値)×100	○炉ごと ・濃度測定値 ・運転上の制限	
重大事故等対処及び大規模損壊対処			⑧重大事故等及び大規模損壊発生時に対応する要員の訓練参加割合(注4)	80.0%以上	<80.0 %	設定なし	・過去1年以内の保安規定に基づく重大事故等対処等の訓練において、原子炉施設の保全のための活動を行うために配置された要員が参加した割合。 【算定式】 指標値＝(訓練における要員の参加数)／(訓練に参加が必要な要員数)×100	○炉ごと ・訓練参加要員数 ・要員数	・訓練サイクルごと 評価期間は過去1年以内						
			⑨重大事故等対策における操作の成立性(注4) (想定時間を満足した割合)	100～90.0%	<90.0 %	設定なし	・過去1年以内の保安規定に基づく重大事故等対処等の訓練において、重大事故等対策における操作の想定時間を満 【算定式】 指標値＝(至近の訓練サイクルの各訓練において操作の想定時間を満 足した件数の合計)／(至近の訓練サイクルの各訓練において操作の想定時間が設定されている件数の合計)×100	○炉ごと ・作業時間 ・想定時間設定件数							
			⑩重大事故等対処設備の機能故障件数(注4) (運転上の制限逸脱件数)	3以下	設定なし	設定なし	・指標－⑤と同様の定義とし、評価対象を保安規定に定める重大事故等対処設備(特定重大事故等対処施設に属するものを含む)の運転上の制限逸脱件数とする。 ・しきい値は指標－⑤と同じ。 ・年度期間中に発生した保安規定に定める管理目標値を超える放射性廃棄物の過剰放出件数。 ・緑／白のしきい値は過剰放出の実績がないため、1件とした。	指標－⑤と同様 (重大事故等対処設備) ・四半期ごと 評価期間は過去4四半期 (1年)							
放射線安全	公衆に対する放射線安全		⑪放射性廃棄物の過剰放出件数	1未満	1	2以上	設定なし	・法令に定める放出濃度又は保安規定に定める管理目標値を基準とする。 ・しきい値は法令(核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示第5条)に定める「線量限度」に基づく。 ●実効線量限度(50mSv／年、100mSv／5年(※1))を超えた件数 ●眼の水晶体の等価線量限度(50mSv／年、100mSv／5年(※1))を超えた件数 ●皮膚の等価線量限度(500mSv／年)を超えた件数 ●女子の線量限度(5mSv／3ヶ月)を超えた件数 ●女子の腹部の等価線量限度(2mSv)を超えた件数(※2) ●女子の内部被ばく(1mSv)を超えた件数(※2) (※1)5年間は平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間 (※2)妊娠の事実を知った後、出産までの期間が対象 ・本指標は上記の6つのデータ報告要素の件数を合算する。	○炉ごと又は施設ごと (注5) ・事故件数						
			⑫被ばく線量が線量限度を超えた件数	1未満	1	2以上	－	・年度期間中の放射線業務従事者の被ばく線量が法令に定める線量限度を超えた件数。 ・法令に定める「線量限度」未満の場合はなしとする。	○炉ごと又は施設ごと ・件数	・年度ごと					
			⑬事故故障等の報告基準の実効線量(5mSv)を超えた計画外の被ばく発生件数	1未満	1	2以上	－	・年度期間中に法令に定める事故報告基準となる実効線量(5mSv)を超えた件数。 ・緑／白の基準値は報告の実績がないため、1件とした。	○炉ごと又は施設ごと ・件数						
核物質防護	核物質防護		⑭侵入検知器及び監視カメラの使用不能時間割合 (立入制限区域及び周辺防護区域に設置されているものに限る。)	0～0.080	>0.080	設定なし	設定なし	・過去4四半期における立入制限区域(試験研究用等原子炉施設及び法第52条第2項第10号において規定される使用施設等を除く。)及び周辺防護区域の侵入検知器又は監視カメラが使用不能となり、これらの機器による監視機能が喪失していた時間(補償時間)の割合 【算定式】 侵入検知器使用不能指数＝(過去4四半期分の侵入検知器の補償時間)／(侵入検知器の正規格係数×8,760時間) 監視カメラ使用不能指数＝(過去4四半期分の監視カメラの補償時間)／(監視カメラの正規格係数×8,760時間) 指標値＝(侵入検知器使用不能指数＋監視カメラ使用不能指数)／2	○炉ごと又は施設ごと ・補償時間 ・正規格係数	・四半期ごと 評価期間は過去4四半期 (1年)					

(注1) 過去4四半期における臨界時間が3,500時間未満である場合、当該評価期間では評価せず「算定範囲外(N/A)」とする。
(注2) 原子炉スクラムは原因によらず緊急的な原子炉停止を要することから、法令報告対象のみを対象とするのではなく、原則として全ての計画外自動及び手動スクラムをカウントする。
(注3) 評価期間を12四半期とすることについては、米国はMSPI導入前に採用していた「安全系のアンペアリティ」の評価期間に合わせた。
(注4) 新規制基準に適合した保安規定が認可されていない実用発電用原子炉施設は評価対象外とする。
(注5) 「放射線安全」及び「核物質防護」については、実用発電用原子炉施設の場合は炉ごととし、核燃料施設等の場合は施設ごととする。

1. 件名：東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の追加
検査の実施に係る改善措置活動等についての報告書の受理と報告概要

2. 日時：令和 7 年 5 月 1 2 日 1 5 : 3 5 ~ 1 6 : 4 0

3. 場所：原子力規制庁 2 階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁（以下「規制庁」という。）

原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門

渡邊企画調査官、城内上級原子炉解析専門官、長澤主任監視指導官、飯吉原子
力運転検査官補

Web 参加

柏崎刈羽原子力規制事務所

伊藤所長、伊藤原子力運転検査官

原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門

戸田係長

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）

本社 原子力運営管理部 運転管理グループ GM 他 1 名

本社 原子力運営管理部 保守管理グループ GM 他 1 名

本社 原子力運営管理部 保安管理グループ GM 他 1 名

Web 参加

本社 原子力運営管理部 運転管理グループ 1 名

本社 原子力運営管理部 保守管理グループ 1 名

柏崎刈羽原子力発電所 安全センター所長

柏崎刈羽原子力発電所 原子力安全センター安全総括部 1 名

柏崎刈羽原子力発電所 原子力安全センター安全総括部 原子炉安全グループ
2 名

柏崎刈羽原子力発電所 第二運転管理部 運転評価グループ GM 他 2 名

柏崎刈羽原子力発電所 第二保全部 電子通信グループ GM 他 2 名

5. 要旨：

○原子力規制委員会が、柏崎刈羽原子力発電所 7 号機における追加検査の実施に当た
って、令和 7 年 4 月 30 日付け原規規発第 2504305 号により東京電力に求めていた
報告すべき事項について、東京電力から報告書（資料 1）を受理した。

○東京電力から、資料 2 に基づき、柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の運転上の制限から
の逸脱に係る事実関係、原因、原因に対する改善措置活動の計画及び実施状況の概
要説明を受けた。

○原子力規制庁から、今回報告のあった内容に加え、安全実績指標の白判定に対する

パフォーマンス上の問題がないとする根拠、運転上の制限からの逸脱の直接原因、再発防止対策なども含め、今後の追加検査の中で確認する旨伝達した。

○東京電力から、承知した旨の返答があった。

6. その他

資料 1 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 運転上の制限からの逸脱に係る対応の報告について

<https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100010178>

資料 2 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 運転上の制限からの逸脱に係る対応について(概要)

7. 参考

原規規発第 2504305 号 : <https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100009986>